

第 31 期第 5 回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日 時	平成 30 年 7 月 27 日 (金) 18 : 30 ~ 19 : 37
開 催 場 所	ワークピア横浜 かもめ・やまゆり
出 席 委 員	明石委員 新井委員 石井委員 岩佐委員 岩本委員 大場委員 澁谷委員 高橋委員 天明委員 新堀委員 橋本委員 長谷山委員 樋口委員 細川委員 松橋委員 村田委員 山崎委員
欠 席 委 員	影山委員 神長委員 加山委員 櫻井委員 新保委員
開 催 形 態	公開(傍聴者 0 人・報道 0 人)
議 題	1 こども青少年局長あいさつ 2 部会の開催状況について (1) 里親部会 (2) 保育部会 (3) 児童部会 3 報告事項 (1) 平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況について (2) 平成29年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について (3) 平成29年度 被措置児童等虐待について
議 事	2 各部会からの報告 里親部会、保育部会、児童部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告 3 報告事項 (1) 平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況について 事務局から資料に基づき報告

○明石委員 非常に興味深いデータで、26ページに年齢別件数がございまして、教えてほしいのは、16歳以上の方が市全体で6.0%あるのです。この16歳以上の児童虐待の実態として、どのような案件のものが多いか。1歳～6歳というのは42.5%で何となくわかるのですが、16歳以上というのは義務教育を終わった段階で、家庭がもうないのか、その辺のことがもしわかれば教えていただくと助かります。

○事務局 全体の傾向から言いますと、16歳以上のところを見ていただくと、市全体で6.0%なのですが、区役所0.9%、児童相談所8.1%ということで、児童相談所の割合が高くなっておりまして、先ほど申し上げましたように、児童相談所から警察からの通告・相談が多くなっておりまして、そのうちの多くが心理的虐待ということで、その心理的虐待の多くが夫婦間の夫婦げんかを目撃したということで、面前DVでの通告が非常に多くなっているところがございます。そういったものもこの16歳以上のところに影響があるかと思っております。

あと、これが多いかどうかというのは別にして、25ページの下の方の2番目の相談種別件数のところを見ていただくと、身体的虐待の下に性的虐待というものがございまして、そういったところも児童相談所で扱っている件数としては最近目につくところがございますので、16歳以上の方についてはそういったところも出てきているかと思っております。

○天明委員 26ページの経路別件数について、先ほど教えていただいた福祉保健センターが区役所に通報するか、児童相談所に通報するかというこの28.9%と4%の違いは、児童相談所に通告しているほうが深刻度が高いと理解して良いのか。分けている理由を教えてくださいと助かります。

○事務局 この福祉保健センターというものは、区役所内で把握したものが28.9%と表れています。一方、児童相談所は、こども家庭支援課から児童相談所に、これは緊急性が高いということで、通告したものですので、基本的にこの4%は非常に緊急性が高いものとして表れていると思います。

○村田委員 児童相談所の相談件数、多様な相談だと思えますが、年々増加してきているというところがあり、今後も増加していくのだらうと思えますが、そういう点での児童福祉司の、特に人数というのかなり大事なところかと思えます。その辺について、当市の課題と申しますか、方向性を少し教えていただければと思えます。

○事務局 児童福祉司の数につきましては、平成28年の法改正の中で、今まであまり明確に示されていなかったものが明確に、人口と地域の虐待の数によって法的に定められるようになりました。本市でも、計画的増やし、法律に基づいた数をしっかりと採用し、配置していくという形で進めております。

○石井委員 2つあります。一つは、0歳の虐待はあるのですが、死亡案件とかはここにあったかというところと、もう一つ、実父の件数がすごく増加率が激しいのですが、これは全国の平均から見てもかなり高いパーセンテージかと思うのですが、その辺の状況をお聞かせいただけたらと思います。

○事務局 既に報道されていますが、平成29年度に本市で、0歳の女の赤ちゃんが亡くなったという事例がございました。今現在、児童福祉審議会下部組織の重篤事例等検証委員会で検証作業を進めているところです。2つ目の実父が多いという件について、これも先ほど少し申し上げましたが、児童相談所への警察等からの通告が増えているということが影響しているかと考えています。警察等からの通告が面前DVによる心理的虐待が多くなっているということで、その心理的虐待の虐待者となるのが実父であったり、実父以外の父が多くなっているということかと考えております。

(2) 平成29年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について
事務局から資料に基づき報告

○岩本委員 2点伺いたいのですが、一つは一時保護件数が平成29年度で1361件となりますが、この件数と実人数は恐らく一致していないのだらうと思いますが、例えば、お一人が何回も保護されるという実例がもしあればご紹介いただけたらということが一つです。

もう一つ、一時保護所の入所理由別で、平成29年度で虐待が779件とあって、次の退所理由別件数で家庭引き取りが虐待の場合には469件ということで、単純に779件中469件が家庭引き取りになったと理解していいのかということと、その家庭引き取りにされた場合のその後のフォローというか、そういう状況について教えていただけたらと思います。

○事務局 ご質問ありがとうございます。まず1点目の、実際の一時保護件数というこの数でございますが、ご指摘のとおり、一人のお子さんが再び保護されるということも当然含まれます。私どもは一時保護をした後に、家庭にお返す場合につきましては、家庭環境の調整として、例えば養育については、ヘルパーにお手伝いいただいて、ご飯をつくるとか、掃除をするといった内容について、ご協力をいただきます。

あるいは、保育園のご利用をお勧めするといった家庭環境の調整をできる限り図っていくよう努めております。

ただ、親御さんの養育の難しさが簡単に解決しないこともありまして、再度の一時保護をせざるを得ないときもあります。こちらはむしろ親御さんが本当にお子さんを育てていくに当たってつらくなったときにSOSを上げていただくと。つまり、再度の虐待になる前にご連絡をいただいて、言ってみれば一時的に養育を、レスパイトという言い方になるのでしょうか、少し休息していただくために一時保護をするなどということも行っておりますので、ご指摘のとおり、同じお子さんで何度か一時保護をご利用いただいていることも例としてはございます。

それから、その次にお話しいただきました、入所理由別のところでの虐待779件と、退所

した理由別の家庭引き取りの469件ということでございますが、通常、虐待で入所された場合は、先ほど申し上げたように、いろいろな家庭環境調整をして引き取りに至るという形になります。数としては、ご指摘のとおり779件で、保護された中で虐待の理由として退所されたというのが469件ということでよろしいかと思えます。家庭引き取りの部分での対応につきましては、先ほど申し上げましたように、家庭環境調整のために、親御さんとお子さんだけで頑張りなさいというだけではなく、地域の力やヘルパーの力、学校に行かれていれば学校の先生、あるいは保育園の協力を得るとか、地域の民生委員さんのお力をお借りするといったことを含めて、安定して養育できるように環境調整を児童相談所がさせていただいているという状況になっております。

○新井委員 先ほどの虐待の通告・相談件数が6,796件、区役所と児童相談所計それだけの件数があるって、その相談・通告件数の中で、これは一時保護が必要であろうと児童相談所が判断した件数が779件と考えてよいのかということと、その6,796件の中で、一時保護に至らないけれども通告があったご家庭への支援、見守りがどのような形でされているのかということをお教えいただければありがたいです。

○事務局 今、お尋ね頂いた件でございますが、先ほど平成29年度の虐待対応件数を報告させていただきましたとおり、これは平成29年度1年間での対応件数でございます。片や一時保護につきましては、平成29年1年で新規に対応したのももちろん含まれておりますが、平成28年度以前から継続的にかかわっていたケースの状況が悪化して一時保護に至ったというものも含まれているところでございます。

それから、通報いただいて虐待という判断を我々がしたケースの中で、一時保護に至らなかったケースもたくさん、逆に言うことがあります。つまり、虐待といっても非常に幅が広いもので、軽微なものから非常に重篤なものまで、一口で虐待と申しましてもさまざまな事案がございます。ですから、通報があったものを全て一時保護しているということではもちろんありませんで、十分、在宅の中で、先ほど副所長が申し上げたように、地域あるいは関係機関の支援のもとで家庭養育を再構築できると判断した場合には一時保護にという手段をとらず、在宅のままさまざまな関係機関が支援を続けているというケースもたくさんあるところでございます。ただ、見守りの中で養育状況が悪化した場合には、速やかに一時保護するという取り組みをしているところでございます。

○澁谷委員 今の在宅支援との絡みで教えていただければと思うのですが、7月に入って国から6日、20日と立て続けに通知が出まして、その中で一時保護や通告対応に関する安全確認の徹底というところが一つ大きな柱になっているのですが、それとあわせて6日に出された社会的養育の推進計画と、既に前期の計画が進んでいるところかと思うのですが、これを中期、後期と見直しなさいという通知が、ガイドラインのようなものが出ているかと思えます。この中で、次に出てくるような社会的養育関係施設のことだけではなくて、一時保護あるいは妊娠期からの支援、自立支援など、要は地域全体に目配りをした社会的養育のあり方について検討しなさいということが既に国のほうではスタートし、

恐らく関係団体のほうでも国に要望書が出ているという状況があります。7月にそうした動きがばたばたと出た中ですので、まだ検討されているところかと思いますが、今のところでそうした在宅支援を含めたあり方について検討するスキームのようなものがあれば情報提供いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 7月20日に、国の関係閣僚会議を踏まえて、厚生労働省から我々もさまざまな通知を受け取っております。緊急総合対策の中では、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底、子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底、それから児童相談所と警察の情報共有の強化、子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施・解除、そして乳幼児健診の未受診者や未就園児等の緊急把握の実施、あとは児童虐待の体制の強化プランを新しく国が作ることが示されております。先ほど澁谷委員がおっしゃった社会的養育に関するということですが、既に国が新しい社会的養育ビジョンの中で、都道府県、政令市も含めてですが、社会的養育に関する計画を作ることが示されております。横浜市も、国から示されたものに沿って今後計画を作ることになります。

○事務局 補足させていただきます。計画につきましては、先ほど社会的養護だけではなくて社会的養育という幅広い視点からということをございまして、横浜市でもその視点に立って取り組ませていただこうと考えております。ただ、国のほうでもかなり時間をかけて準備を進めていたようで、最近になり、出てきたものですから、その検討をどのように進めていくか、検討体制等々については今後しっかりと横浜市の中でも準備を進めていきたいと考えております。

○天明委員 何度か総会で言わせていただいているのですが、今回、家庭養育、虐待になったときに、家庭に戻すという再統合をするときに、いろいろと今している方法を教えていただきましたが、一母親からいたしますと、指導的立場で言われることに対しての抵抗感があります。拠点とか広場とかというところで、お互いに虐待してしまうかもしれない、市としてもシンポジウムをやったりするときには、虐待は決して特別な事例ではなく、本当に一線を越えてしまう可能性が誰にでもあるのだということを言いながら啓発していただいているのですが、なぜそれが戻すときになると“専門家に委ねましょう”というスタイルになってしまうのかというところが少し残念です。もちろん専門家のフォローとか地域とかということもすごく大切なのですが、つい虐待してしまう、なぜか虐待してしまうというところをお互いに理解し合うというか、そういうプロセスを踏まないと、指導を受け入れることが難しいのではないかと思います。

いろいろと虐待の専門家の方々も対応を練っていらっしゃいますが、お互いに助け合いながら虐待しない自分を保っていこうというように頑張り合える姿勢もすごく大事だと思うので、そういうプログラムも少しとるようなお考えも入れていただけて、進んでいただけたらと思います。ご意見として言わせていただきます。

○事務局 委員が今おっしゃられたことは私たちも大切なことだろうと認識しています。これから専門的なものをきちんと充実させていただきながら、そういった視点にも立ちながら、特に

小さいお子さんなどはそういうことがあるかと思っておりますので、十分に考えていきたいと思っております。

(3) 平成29年度 被措置児童等虐待について
事務局から資料に基づき報告

○村田委員 総論的なことで、例えば前の事項の説明のところ、主たる虐待者の件数は、実父あるいは実母の割合が非常に多いわけでございます。虐待の背景はいろいろあると思います。例えば育児不安であったり、あるいは貧困であったり、アルコールや薬物やギャンブル等の依存が背景にあったりする、そういう点では虐待者の背景といいますか、どうということが原因でこういうことに及んだのかという、その辺のことが一定程度わかることは大変大事ななことかと思います。要するに虐待する側の原因というのか、環境といいますか、そういうことをこの統計数字であらわすということはお考えになっているのでしょうか。可能なのでしょうか。

○事務局 委員がおっしゃるように、本当に複合的な課題を抱えていらっしゃるご家庭が非常に多いと感じております。先ほどお話しいただいたように貧困の問題もありますし、あるいは貧困家庭でもなくても孤立している、支援する方がいないという場合に虐待が起こることもございます。大変申しわけないのですが、今そういった統計的なところは我々の方でも把握していない状況がございます。個々の家庭でどういった課題があるのかということ個別には捉えているのですが、それを統計的に処理することまではまだできておりませんので、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

○村田委員 この質問をさせていただいたのは、虐待も貧困もそうですが、世帯間で伝播していく、そういう問題もあろうと思います。大変難しい問題だろうとは思いますが、ぜひご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○長谷山委員 今のことと関連して、障害や病気を持って生まれたところでは、とても大きい部分があると感じております。言葉が出るはずなのに出不いとか、そういう意味ではとても、こんなはずではなかったという思いも多分ここの中にはいっぱい入ってくるかと思っております。ぜひそここのところの分析をしていただければと思います。なぜかというところ、そのところで子どもを理解することにつながっていけば、この件数が減っていくのではないかという思いもありますので、ぜひそういう分析をしていただければと思っております。

4 その他

○橋本委員 児童虐待が起きてからの対応についてはいろいろとデータが上がっているのですが、予防策として、行政としてどんな啓発事業をしているのかとか、社会的養護の視点もとても大事だと思っておりますが、そういう動きがどの辺にあるのか知りたいのです。私たち

は0歳から思春期までいろいろな子どもの相談に乗ったり、いろいろな子どもの現状を見てきていて、その年齢に応じた子どもの発達上の課題があって、それを理解できずに虐待に走っているように一見見ると。親は一生懸命なのだけど、外から見ると虐待に走っているように見えるから、通報したり、親自身が虐待してしまうから何とかしてというふうに駆け込んできたりということがあります。

また、先ほど16歳以上はどんな内容かという話がありましたが、16歳以上の子どもに関しては、保護しなければいけないと私たちが思って、児童相談所に連絡したり、警察に連絡したりしても、本人がそれを拒んだら受け入れられないということがあって、そのまま社会に出ていってとても危険な状況に子どもが置かれていることがあるので、そのあたりを、どこをどういうふうに予防策を行政としてするのかというのがとても興味があるのです。何かありましたらお聞かせください。

○事務局 前回の児童福祉審議会でご報告させていただいているのですが、児童虐待の対策として横浜市は、総合的な8つの対策ということで進めております。特に予防策としましては、妊娠期からの支援ということで取り組んでおりまして、「にんしんSOSヨコハマ」を運営したり、あるいは平成29年度から母子保健コーディネーターのモデル配置ということで新規の3区に配置したりということをしております。あと、産後うつフォロー体制の構築ということで、平成30年度からは関係機関の連携を図る検討会の実施などを始めております。その他にも、虐待に至る前の予防ということで、産後の母子ケア事業とか、あるいは広く全般に新生児の方への訪問とか、こんにちは赤ちゃん事業といたしまして、地域の方に訪問していただいたりして、そういったことも非常に予防策としてはつながっているかと思えます。

もう一つ、地域子育て支援の推進ということで、先ほどもおっしゃっていただいたような、地域子育て支援拠点を広げていくこととか、あるいは地域の民生委員さん、児童委員さんの子育てサロンのような事業を支援していくこととか、そういったことも予防策としては非常に大きいかと思っております。

○橋本委員 私の実感としては、私たちは実はそれを全部やっているのです。全部やっているのですが、養育している親のところには届かないなというのが第一の実感です。それから地域のいろいろな人のところに届いていないなというのが次に思っていることなのです。何かそこをもう一押し広げるような、あるいはネットワークをするような対策があるのか、もしなければ考えてほしいと思っています。

○事務局 横浜市としても各区役所でこういった取り組みをきめ細かく進めていますが、まだ届いていないなということで、これは取り組みを続けていかないといけないということ。先ほど申し上げたような、地域のネットワークづくりというところから各区で取り組みを進めていますので、ぜひそういったところも今後進めていく必要はあるかと思っております。

○新井委員 児童虐待とは関係ないのですが、待機児童のことで伺いたいのですが、平成29年度末に

横浜市内で待機児童がどれぐらいいるのかということと、先日あるマスコミ報道で、育児休業法の一部改正で、1年を2年に延長したいがためにあえて保育所を落ちたいという報道がありました。落ちたいと思って倍率の高いところを受けて、落ちて、育児休業を1歳から2歳まで延長を会社に願い出るといふ、そのために結果的に本来入る定員数を割ってしまう保育所が出ているという報道を見たのですが、横浜市内では現在そのような把握をされているのかを伺えればと思います。

○事務局 待機児童の数とは平成30年4月1日、最新の数ということでよろしいでしょうか。

○新井委員 はい。

○事務局 最新の数でいうと63名ということで、昨年2名だったものが63名ということで61名増えています。その背景には、育休の関係で定義が変更になったということで、今、委員からもありましたが、その関係で61人、育休関係で増えています。

あと、2つ目にございました申請の仕方のところ。実際、横浜市でもそういう声は聞かれて、定員が割れるというよりは、育児休業給付金目的で申請する方は一定程度いるとは聞いてはいますが、具体的にどのぐらいかと言われると、そこまで把握し切れていないということが現状でございます。結果的に定員が割れているというよりは、申請したのだけれど最後、入りませんと申請を取り下げる事例はありますが、我々の方には、具体的には定員が割れてしまって困っているという話までは聞こえてきていないと考えています。

○新井委員 そうしますと、実数として、保育園に入りたいと思っている方の数はまだ把握できない状況であると理解してよろしいでしょうか。

○事務局 それは育休を申請している、本当に入れない方ということでよろしいでしょうか。

○新井委員 はい。

○事務局 そういう意味では、今回、復職の意思を確認することが集計の仕方一つポイントになっていまして、増えた61人の方については復職したいという判断をしています。

少し細かい話になってしまいますが、今回、育休関係の定義で変更になったところの我々のやり方としては、申請するときに意思確認は結構難しいと考えておりまして、育休制度の話については、制度の問題ということもあって、保護者が別に悪いわけではなく、こういう制度の中で申請しているわけなのです。申しわけないと思って申請している方もいれば、本当に必要で申し込んでいる方もいます。判別しがたい状況の中で、我々がどうしたかということ、利用可能園を紹介するとか、保護者との直接のやりとりの中で、明らかに育児休業給付金目的の方については、それはそれでわかりますし、また子どもと一緒にいたいという方もいらっしゃいます。あるいは、この園なら戻るのだけれど、この園

	<p>なら嫌だとか、そこら辺は正直言うと判然としないところもあって、この人に対しては復職の意思がないものと見なして、それ以外の方、ここら辺が確認できない方については復職の意思ありとし、いわゆる待機児童として整理をしているということです。これは他の自治体も同じかもしれませんが、内心の意思に関わる部分なので、判断しづらかったというのが正直ございます。話が長くなって申しわけないのですが、この辺りが課題だと認識していますので、国には、こういった部分について分かりやすく制度を少し見直して頂けないかという話をしています。以上です。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～6 部会報告（里親、保育、児童） 7 平成 29 年度 横浜市における児童虐待の対応状況について 8 平成 29 年度 横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について 9 平成 29 年度 被措置児童等虐待について
特記事項	なし